

シヨウキボウ 成喜坊 羽咋郡菅原の菅原神社の社僧で、眞言宗に屬して居た。明治元年、神佛混淆を禁ぜられた後復讐して、今は存せぬ。

シヨウキユウジ 勝久寺 羽咋郡白瀬に在つて、眞宗西派に屬する。

シヨウキユウジ 正久寺 羽咋郡里本江に在つて、眞宗東派に屬する。

シヨウキユウツイボロク 松宮追尋録 前田齊泰の子で、大聖寺藩主第十二代の主になつた利義の事蹟を、加賀藩臣宮北直方の記する所である。松宮とは、利義が金澤城内松の間に居たからであらう。

シヨウキユウノヘン 承久の變 承久三年後鳥羽上皇が關東追討の院宣を下し給うたことと鎌倉に聞えたのは、實に五月十九日であつた。是に於いて幕府は直に軍議を決し、廿二日北條泰時に東海道を京師に向かうて進發せしめ、式部丞朝時を北陸道の大將軍たらしめた。爾後幕府恩顧の士、従うて集れば従うて發し、その途を北陸道に取つたもの都合四萬騎であつたといふ。結城七郎朝廣・佐々木太郎信實も亦この方面の將であつた。之に對して朝廷は、六月三日を以て諸道防禦の策を講じ、兵を勸して進發せしめたが、その北陸道に向かうたものは、宮崎左衛門尉定範・糟屋乙右衛門尉有久・仁科次郎盛朝等であつた。越えて八日、朝時等の越中般若野に進んだ時、官軍がその軍に下つた。佐々木實乘之を拜讀すると、朝廷から義時を誅戮することを東軍に勸説せられたのであつた。既にして官軍の將仁科・宮崎等砥波山に據つたが、東軍の猛進を防ぐ能はずして潰走した。この戦

に結城朝廣は糟屋乙右衛門を討つて之を誅し、加賀の人林次郎等、皆朝時・朝廣等の陣に降つた。承久の役に於ける加賀の史實に就いて吾妻鏡及び寫本承久記の記する所は叙上に止り、東軍は無人の境を往くが如く京に入つたのである。然るに越登賀三州志の記述頗る詳細に互るものあるは、恐らくは承久軍物語によつて本文を立てたのだらう。印本承久記及び延寶三年淺井了意の著なる北條九代記もまた承久軍物語に據つたものであり、特にその中北條朝時が火牛の計を用ひ、砥波・志雄の二道に別れて軍を進めるの策を取つた如きは、源平盛衰記砥波山合戦の條を模倣したこと歴然たるものである。因に言ふ。後嘉祿三年四月廿九日北條朝時が夢想によつて百騎の笠懸を白山本宮に奉り、太刀を本宮及び金劔宮に納めて、合出六郎之を奉行したといふものは、この時の北陸道通過の報謝の意味かも知れない。事は白山宮莊殿講中記録に記されてゐる。

シヨウキヨウ 勝慶 ↓シラヤマゼンジョウシキ 白山禪頂私記。

シヨウキヨウ 商業 加賀藩の商業又は工業には、株立であるのと無株であるのとあつた。烟草屋・豆腐屋・酒屋・賣屋・燻燭屋・藥種屋・製造器械を備へる酒屋等は株立で、製造者が限定せられてゐたが、呉服屋・小間物屋・紙屋・菓子屋・鍛冶屋・室屋・講賣酒屋・紺屋等は無株で、自由に營業することを得た。これらの職に懸る上納銀即ち營業税は、その營業をなす家に對して徴する眞加銀と、取扱又は製造額に比例して徴する運上銀とがあつた。燻燭役・油役・煙草役・豆腐役・室役・紺屋役・鍛

冶役等は眞加銀で、網判貨・布判貨・魚問屋口錢・銀座對貨・酒屋役の如きは運上銀を納めた。その他、小賣業者たる米屋の如く無税なるものあり、運送業者たる三度飛脚の如く、無税ではあるが、一定量の藩の荷物を無貨運搬する義務を負ふものもあつた。藩末には種種の變動がある。

シヨウキヨウイン 松壽院 前田慶寧は神葬によつて恭敏公と諡するが、生前梅屋奕堂から松壽院慶雲良秀の法諡を受けてゐた。

シヨウキヨウジ 照教寺 金澤月町に在つて、眞宗東派に屬する。

シヨウキヨウジ 正行寺 能美郡小松材木町に在つて、眞宗東派に屬する。

シヨウキヨウジ 正行寺 羽咋郡新保に在つて、眞宗東派に屬する。

シヨウキヨウジ 乘敬寺 金澤彦三町に在つて、眞宗西派に屬する。明治三十九年五寶町から今の地に移つた。

シヨウキヨウジ 上慶寺 ↓ニツチヨウジ日澄寺。

シヨウキヨウジ 淨慶寺 鳳至郡里に在つて、眞宗東派に屬する。

シヨウキヨウジ 淨教寺 河北郡山上に在つて、眞宗東派に屬する。もと道場であつたが、明治二年十二月寺號の公稱を許された。

シヨウキヨウジ 淨行寺 金澤大衆免中通にあつて、眞宗西派に屬する。開基德善、明應七年石川郡荆田村に當寺を起した。後兵亂の際加賀郡北森下村に移り、北森山淨行寺と稱し、次いで東派と成り、金澤四丁木二番丁に移轉し、延寶五年六月十六代智清の時西派と成り、其の後覽保の頃か大衆免なる今の地

に移轉した。

シヨウキヨウジ 常行寺 河北郡横山に在つて、眞宗東派に屬する。もと道場であつたが、明治二年八月に至り寺號の公稱を許された。

シヨウキヨウシヨウフクカインシヨ 眞享正風句解傳書 五册。眞享正風口傳書ともいふ。金澤の俳人麥水著。芭蕉時代の發句・附合の龜鑑とすべきものを採萃して、句毎に評註を加へ、その第四卷は芭蕉正雅三百餘章の發句を四季に分ちて評註し、第五卷には門人三百餘章として諸門弟の句を評註してゐる。芭蕉の風雅の神髓が、眞享年間の句風にあることを主張する爲であると稱する。本書は未刊本で、その奥書は種々あるが、明和七年この書を素樸に讀るとあるものが最も古いやうだ。

シヨウキヨウユライシヨ 眞享由來書 一名三州神社來歴。眞享二年前田綱紀が神社奉行に令し、領内の神職・社僧から、その奉仕する神社の由來・社藏の緣起及び寄進狀等一切を書上げしめたものである。是より先延寶に書上げた由來書もあるが、加賀藩では最後までこの眞享のものを規矩とした。又別に一名を三州寺院來歴といふものもあつて、上記と同時に寺院の由來・緣起・寄進狀等を書上げたものである。

シヨウキン 紹瑾 ↓エイザンシヨウキン 笠山紹瑾。

シヨウクウイン 性空院 加賀藩主第五代前田綱紀の子久丸の法號。詳しくは性空院覺海即溫童子。

シヨウクウジ 上宮寺 金澤水倉町に在つ